

図書館関係資料集



平成30年度第1回図書館協議会 資料

- ・ユネスコ公共図書館宣言
- ・教育基本法（抄）
- ・社会教育法（抄）
- ・図書館法（抄）
- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）
- ・図書館の自由に関する宣言
- ・茅ヶ崎市立図書館条例
- ・茅ヶ崎市立図書館運営規則
- ・茅ヶ崎市立図書館館外使用取扱要綱

ユネスコ公共図書館宣言 1994年

UNESCO Public Library Manifesto 1994

1994年11月採択

原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

* 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

* 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。

* 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

- * 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。
- * 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- * 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

教育基本法 (抄)

第一章 教育の目的及び理念

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

社会教育法 (抄)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(平二四法六七・一部改正)

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条) (略)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようになすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）

（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- （一） 基本的運営方針及び事業計画
- （二） 運営の状況に関する点検及び評価等
- （三） 広報活動及び情報公開
- （四） 開館日時等
- （五） 図書館協議会
- （六） 施設・設備

2 図書館資料

- （一） 図書館資料の収集等
- （二） 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- （一） 貸出サービス等
- （二） 情報サービス
- （三） 地域の課題に対応したサービス
- （四） 利用者に対応したサービス
- （五） 多様な学習機会の提供
- （六） ボランティア活動等の促進

4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読

書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の

専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

図書館の自由に関する宣言

1954 採 択

1979 改 訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。

外国人も、その権利は保障される。

6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。

その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもってしようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。

3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

○茅ヶ崎市立図書館条例

昭和 30 年 8 月 26 日

条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)に基づき、茅ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 10 条例 45・全改)

(設置、名称及び位置)

第 2 条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称

位置

茅ヶ崎市立図書館

茅ヶ崎市東海岸北一丁目 4 番 55 号

2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称

位置

茅ヶ崎市立図書館香川分館

茅ヶ崎市香川一丁目 11 番 1 号

(平 14 条例 31・一部改正)

(休館日等)

第 3 条 図書館の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

(平 12 条例 42・追加)

(館外使用をすることができる者)

第 4 条 図書館が一般の閲覧に供することを目的として所有する図書、文書、逐次刊行物その他これらに類する物及びビデオテープ、コンパクトディスクその他の視聴覚教育のための資料(以下これらを「図書館資料」という。)を貸出しを受けて図書館外で使用する事(以下「館外使用」という。)ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学している者

(2) 市内にある官公署、学校、会社その他の団体

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

(平 12 条例 42・追加)

(使用の承認等)

第 5 条 図書館の第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、第 4 会議室及び展示ホール(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当

する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 図書館事業又は社会教育事業以外の目的で使用するとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 図書館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(平12条例42・追加)

(使用の内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により会議室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平12条例42・追加)

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第5条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(平12条例42・追加)

(目的以外の使用等の禁止)

第8条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的で会議室等を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(平12条例42・追加)

(販売行為等の禁止)

第9条 使用者及び入館者は、図書館内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(平12条例42・追加)

(特別の設備等の制限)

第10条 使用者は、会議室等に特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平 12 条例 42・追加)

(原状回復の義務)

第 11 条 使用者は、会議室等の使用を終了したとき又は第 7 条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(平 12 条例 42・追加)

(損害賠償)

第 12 条 使用者、館外使用をする者及び入館者は、図書館資料又は図書館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 12 条例 42・追加)

(入館の制限等)

第 13 条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 図書館資料又は図書館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

(平 12 条例 42・追加)

(管理上の立入り)

第 14 条 使用者は、関係職員が図書館の管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(平 12 条例 42・追加)

(協議会の設置)

第 15 条 図書館法第 14 条第 1 項の規定により図書館に茅ヶ崎市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 24 条例 10・追加)

(委員)

第 16 条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の定数は、5 人とする。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(平 10 条例 45・一部改正、平 12 条例 42・旧第 3 条繰下、平 24 条例 10・旧第 15 条繰下・一部改正)

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 12 条例 42・旧第 4 条繰下・一部改正、平 24 条例 10・旧第 16 条繰下)

○茅ヶ崎市立図書館運営規則

昭和 58 年 6 月 25 日

教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市立図書館条例(昭和 30 年茅ヶ崎市条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平元教委規則 7・平 10 教委規則 2・平 13 教委規則 4・一部改正)

(事業)

第 2 条 茅ヶ崎市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館資料の利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館、学校、公民館等関係機関と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 移動図書館等(閲覧所及び自動車文庫をいう。以下同じ。)を設け、その運営を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、講演会、映画会、おはなし会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 視聴覚ライブラリーを設け、その運営を行うこと。
- (9) その他図書館の目的達成のため必要なこと。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正)

(休館日)

第 3 条 条例第 3 条の規定による休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。
- (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで
- (3) 資料整理日(毎月教育委員会が定める日)
- (4) 特別整理期間(1 年につき 2 週間を超えない範囲内において教育委員会が定める期間)

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日を開館しないことができる。

(平 13 教委規則 4・追加)

(開館時間等)

第 4 条 条例第 3 条の規定による開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 茅ヶ崎市立図書館 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる時間

ア 火曜日から金曜日まで 午前 9 時から午後 7 時(その日が休日に当たるときにあつては、午後 5 時)まで

イ 日曜日、月曜日(その日が休日に当たるときに限る。)及び土曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 茅ヶ崎市立図書館香川分館 午前 9 時から午後 5 時(金曜日(その日が休日に当たるときを除く。)にあつては、午後 7 時)まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

3 移動図書館等の利用時間は、教育委員会が別に定める。

(平成 62 教委規則 7・平成 8 教委規則 4・平成 12 教委規則 1・一部改正、平成 13 教委規則 4・旧第 3 条繰下・一部改正、平成 16 教委規則 7・一部改正)

(館内における閲覧)

第 5 条 館内において図書館資料を閲覧しようとする者は、書架から自由に選択して閲覧するものとする。ただし、書庫内の図書館資料については、閲覧者が図書目録により選択し貸出しを受けて閲覧するものとする。

2 館内における図書館資料の閲覧は、教育委員会が指定する場所で行うものとする。

(平成 13 教委規則 4・全改)

(図書館資料の複写)

第 6 条 図書館資料の複写を希望する者は、複写申込書により教育委員会に申し込まなければならない。

2 複写することができる図書館資料は、市が所有し、又は寄託を受けた図書館資料とする。ただし、教育委員会が複写することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

3 図書館資料の複写は、1 複写部分につき 1 部とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

4 図書館資料の複写の申込みをした者は、複写を行ったときは、複写 1 面につき単色刷りによる複写にあつては 10 円を、多色刷りによる複写にあつては 80 円を納入しなければならない。ただし、公務上の請求であるとき又は教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(昭和 62 教委規則 2・平成 8 教委規則 4・一部改正、平成 13 教委規則 4・旧第 8 条繰上・一部改正、平成 17 教委規則 3・一部改正)

(貸出券の交付等)

第 7 条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、貸出券交付申込書に、個人にあつては氏名及び住所を、団体にあつては名称及び所在地を証する書類を添えて教育委員会に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券の交付を受けた者は、貸出券交付申込書の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平成 13 教委規則 4・追加)

(貸出券の有効期間)

第 8 条 貸出券の有効期間は、交付の日から起算して 3 年間とする。

(平 13 教委規則 4・追加、平 19 教委規則 6・一部改正)

(貸出券の紛失)

第 9 条 貸出券の交付を受けた者は、貸出券を紛失したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平 8 教委規則 4・一部改正、平 13 教委規則 4・旧第 11 条繰上・一部改正)

(館外貸出しの手続)

第 10 条 貸出券の交付を受けた者が図書館資料の館外貸出しを受けようとするときは、貸出券を提示しなければならない。ただし、貸出券を所持していない場合であって、貸出券の交付を受けている者であることを確認することができたときは、この限りでない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・一部改正)

(館外貸出しの数及び期間)

第 11 条 図書館資料の館外貸出しを受ける者 1 人に対して同時に貸出しをする図書館資料の数は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ当該各号に定めるとおりとし、貸出期間は、貸出しの日から起算して 15 日以内とする。

(1) 図書館資料(次号及び第 3 号に該当するものを除く。) 10 点以内

(2) 視聴覚資料 5 点以内

(3) 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物 第 1 号に掲げる図書館資料 3 点に相当する数以内

2 図書館資料の館外貸出しを受ける者 1 団体に対して同時に貸出しをする図書館資料の数は、500 点以内とし、貸出期間は、貸出しの日から起算して 2 月以内とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、館外貸出しをする図書館資料の数及び貸出期間を変更することができる。

(平 13 教委規則 4・追加、平 19 教委規則 6・平 26 教委規則 6・一部改正)

(館外貸出しの制限)

第 12 条 教育委員会は、図書館資料の館外貸出しを受けた者が貸出期間内に返納しないときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(平 8 教委規則 4・一部改正、平 13 教委規則 4・旧第 14 条繰上・一部改正)

(配送貸出し)

第 13 条 身体障害その他の理由により来館することが困難な者は、図書館資料の配送による館外貸出し(以下「配送貸出し」という。)を受けることができる。

2 配送貸出しに関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平 26 教委規則 6・追加)

(郵送貸出し)

第 14 条 次のいずれかに該当する者は、第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる図書館資料につき、郵送による館外貸出し(以下「郵送貸出し」という。)を受けることができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者

(2) 前号に掲げるもののほか、視覚障害その他の理由により第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる図書館資料の利用が困難な者

2 郵送貸出しを受けようとする者は、郵送貸出利用者登録申込書を教育委員会に提出し、その登録を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、身体障害者手帳その他前項各号に該当する事実を証するものの提示を求めることができる。

(平 26 教委規則 6・追加)

(会議室等の使用時間)

第 15 条 図書館の第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、第 4 会議室及び展示ホール(以下「会議室等」という。)の使用時間は、午前 9 時から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 13 条繰下)

(使用の申請等)

第 16 条 条例第 5 条第 1 項の規定により使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用日の 2 月前から使用日の 5 日前までにおける開館日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による申請があった場合において、使用の承認をするときはその旨を、使用の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用決定書(以下「使用決定書」という。)により申請者に通知するものとする。

4 会議室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、会議室等を使用する際に使用決定書を関係職員に提示しなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 14 条繰下)

(使用の取消し)

第 17 条 使用者は、会議室等の使用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用取消届に使用決定書を添えて教育委員会に提出しなければならない。前条第 2 項の規定は、この場合について準用する。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 15 条繰下)

(使用の内容の変更申請)

第 18 条 使用者は、条例第 6 条の規定により使用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用変更申請書に使用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第 16 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、同条第 3 項中「茅ヶ崎市立図書館会議室等使用決定書(以下「使用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市立図書館会議室等使用変更決定書」と読み替えるものとする。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 16 条繰下・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

第 19 条 教育委員会は、条例第 7 条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させるときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用取消・制限・中止決定書により、遅滞なくその旨及び理由を当該使用者に通知しなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 17 条繰下)

(特別の設備等の承認)

第 20 条 使用者は、条例第 10 条の規定により特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、茅ヶ崎市立図書館会議室等特別の設備等申請書に当該特別の設備又は備付けの器具以外の器具(以下「特別の設備等」という。)に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第 16 条第 3 項の規定は、前項の規定による特別の設備等の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「茅ヶ崎市立図書館会議室等使用決定書(以下「使用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市立図書館会議室等特別の設備等決定書」と読み替えるものとする。

3 条例第 10 条の規定により特別の設備等の承認を受けた者は、当該特別の設備等に要する費用の全額を負担しなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 18 条繰下・一部改正)

(責任者)

第 21 条 使用者は、その使用に係る図書館の秩序を保持し、及び安全を確保するためあらかじめ責任者を定めておかななければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 19 条繰下)

(使用者等の遵守事項)

第 22 条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた施設及び附属設備(以下「施設等」という。)以外のものを使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を受けた特別の設備等以外のものを設備し、又は使用しないこと。
- (4) 承認を受けないで附属設備及び備付けの器具を移動しないこと。
- (5) 承認を受けないで壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (8) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (9) 指定された場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。
- (10) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) その他関係職員の指示に従うこと。

(平 8 教委規則 4・平 12 教委規則 1・一部改正、平 13 教委規則 4・旧第 22 条繰上・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 20 条繰下)

(使用後の報告)

第 23 条 使用者は、条例第 11 条の規定により施設等を原状に回復したときは、直ちにその旨を

関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 21 条繰下)

(損傷等の届出)

第 24 条 使用者は、図書館資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平 13 教委規則 4・追加、平 26 教委規則 6・旧第 22 条繰下)

(寄贈及び寄託)

第 25 条 教育委員会は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 23 条繰下)

(寄託を受けた図書館資料の管理)

第 26 条 寄託を受けた図書館資料の管理については、市の所有する図書館資料に準ずるものとする。ただし、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外貸出しを行わない。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 24 条繰下)

(寄贈及び寄託に係る費用)

第 27 条 図書館資料の寄贈又は寄託に係る費用は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 25 条繰下)

(損害賠償の責任)

第 28 条 寄託を受けた図書館資料が災害その他の教育委員会の責めに帰することのできない理由により汚損し、破損し、又は滅失した場合には、教育委員会は、損害賠償の責めを負わない。

(平 8 教委規則 4・平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 26 条繰下)

(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平 13 教委規則 4・一部改正、平 26 教委規則 6・旧第 27 条繰下)

○茅ヶ崎市立図書館館外使用取扱要綱

平成 18 年 4 月 1 日

要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、茅ヶ崎市立図書館条例(昭和 30 年茅ヶ崎市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 4 条に規定する館外使用に関し必要な事項を定める。

(館外使用ができる者)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号に規定する館外使用ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 茅ヶ崎市内に住所を有する個人(以下「在住者」という。)
- (2) 茅ヶ崎市内の事務所又は事業所に勤務している個人(以下「在勤者」という。)
- (3) 茅ヶ崎市内に住所を有する、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定された学校に在学している個人(以下「在学者」という。)

2 条例第 4 条第 2 号に規定する館外使用ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国及び地方公共団体が、行政目的のために設置した施設で、茅ヶ崎市内に住所を有する者(以下「官公署」という。)
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定された学校で、茅ヶ崎市内に住所を有する者(以下「学校等」という。)
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所及び茅ヶ崎市が放課後児童健全育成事業を実施する施設を運営するもの。(以下「福祉施設等」という。)
- (4) 館外使用の目的が社会教育事業を行うことであり、茅ヶ崎市内に事業所及び事務所を有する者(以下「会社等」という。)
- (5) 茅ヶ崎市内で活動していて、その目的が福祉及び育成支援等であり、拠点や会則を有し、おおむね 5 年以上の長期に渡り活動している団体(以下「他の団体」という。)

3 条例第 4 条第 3 号に規定する館外使用ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 藤沢市、平塚市及び寒川町に住所を有する個人(以下「広域利用者」という。)
- (2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 3 条第 4 号に規定する相互貸借を実施する施設等(以下「相互協力施設」という。)
- (3) 法第 3 条第 5 号に規定された貸出文庫(以下「文庫」という。)に該当する施設及び団体等のうちで市内に住所を置くもの。
- (4) 法第 3 条第 6 号に規定された事業の実施、支援及び協力を行う者
- (5) 図書館資料の点訳及び録音等を行い図書館資料の充実に協力する者
- (6) 相互利用の協定を締結した学校に勤務、若しくは在学している者

(貸出券の交付手続)

第 3 条 茅ヶ崎市立図書館運営規則(昭和 58 年茅ヶ崎市教育委員会規則第 3 号。以下「規則」という。)第 7 条に規定する貸出券交付申込書に添付する書類は、氏名・名称、住所・所在地、在勤

先・在学先及び教育委員会が必要と認めた事項が記載されているものとし、必要に応じて複数の書類を添付するものとする。

(1) 在住者、在勤者、在学者及び広域利用者は、次に掲げるものの中からいずれかを添付するものとする。ただし在勤者、在学者にあつては居住地及び在勤・在学先の記載された書類とする。

ア 健康保険証

イ 自動車等の運転免許証

ウ 住民基本台帳カード又は市町村の発行した身分証明書

エ 学生証、生徒証及び在学の事実を証明する書類

オ 社員証及び在勤の事実を証明する書類

カ 官公庁やこれに準ずる機関の発行した文書等で、氏名、名称及び住所が確認でき、発行後3月以内のもの及び有効期間内であるもの。ただし、他者が取得することができる住民票等は除く。

キ 乳幼児及び小学生等については、本人宛の郵便物をもって規則第7条に規定する書類とみなすことができるものとする。

(2) 官公署及び学校等は、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 代表者が署名、捺印をした依頼文書

イ 貸出券を管理する者の氏名、所属及び連絡先を記した書面

(3) 福祉施設等に該当する者は、次に掲げる文書を添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからオに規定するものの内いずれか1点以上。

(4) 会社等は、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 代表者が署名、捺印し、館外使用の目的を記した依頼文書

イ 貸出券を管理する者の氏名、所属及び連絡先を記した書面

ウ 管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからオに規定するものの内いずれか1点以上。

(5) 他の団体は、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからオに規定するものの内いずれか1点以上。

イ 館外使用の目的及び場所を記した書面

ウ 団体の活動を証明する会則や規約の写し

(6) 文庫の運営のために貸出券の交付を受けようとする者は、次に掲げる文書を全て添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからオに規定するものの内いずれか1点以上。

イ 文庫の運営を行う施設等の名称及び所在地を記載した書面

ウ 文庫の運営に係る計画書

(7) 第2条第3項第4号および第5号に該当する者は、次に掲げる文書を添付するものとする。

ア 代表者及び貸出券管理者の氏名、住所を証する第3条第1項第1号アからオに規定するものの内いずれか1点以上。

2 官公署、学校等及び相互協力施設に該当する者は貸出券の交付手続を省略することができるものとし、書面による館外使用の依頼をもって貸出券に替えるものとする。

(貸出券の有効期間の延長)

第4条 規則第8条で規定した有効期間を超えて館外使用をする者は、第3条に規定する手続を行うものとする。ただし、貸出券交付申込書の記載内容に変更がなければ、貸出券交付申込書の提出を省略できる。

2 貸出券の有効期間の延長は、有効期間到達前であっても手続が可能なものとする。

3 貸出券の有効期間を延長した場合は、手続をした日から起算して3年以内とする。

(貸出券の再交付)

第5条 貸出券が、破損等のために使用できなくなった場合は、破損した貸出券を返納し、新たに貸出券の交付を受けることができるものとする。この場合の有効期間は、1年以上で3年以内とする。

(貸出券の返却)

第6条 館外使用が不要になった者及び第2条に該当しなくなった者は貸出券を教育委員会に返却しなければならない。

(館外使用の区分)

第7条 在住者、在勤者、在学者及び広域利用者は、規則第11条第1項の規定を適用するものとする。ただし、在住者の内で障害者に該当する者については、茅ヶ崎市立図書館図書館資料(図書、録音テープ)郵送貸出実施要領(昭和62年2月1日施行)の規定を優先して適用するものとする。

2 第2条第2項及び第3項に該当する者のうち、次に掲げる活動を行う者は、規則第11条第2項の規定(以下「団体貸出」という。)を適用できるものとし、それ以外の者は、規則第11条第1項の規定を適用するものとする。

- (1) 法第3条第6号に規定された事業の実施、支援及び協力を行う者
- (2) 図書館資料の点訳及び録音等を行い図書館資料の充実に協力する者
- (3) 文庫の運営を行う者
- (4) 定期的に読書活動を実施する福祉施設等
- (5) 読書活動を実施する学校等
- (6) その他、教育委員会が認めた者

3 団体貸出の適用を受けようとする者は、教育委員会に書面をもって申し出るものとする。

4 第2項第3号から第6号に該当する者が、同時に館外使用できる図書館資料の数及び期間は、規則第11条第2項の規定を超えない範囲で、実情等にあわせ別に定めることができるものとする。

5 団体貸出の適用を受けた者が、図書館資料を次の目的で館外使用した時は、教育委員会は図書館資料の返却を求めるとともに、貸出券の返納を求めることができるものとする。

- (1) 営利を目的とした場合(対価を得ての貸出、供覧)
- (2) 政治活動を目的とした場合
- (3) 宗教活動を目的とした場合

6 相互協力施設に該当する者は、規則第11条の適用を除外するものとする。

7 規則第 11 条の規定を超えて館外使用をする場合は、事前にその理由を記した書面を教育委員会に提出し、その指示に従うこととする。

(館外使用する図書館資料の制限)

第 8 条 次の各号に掲げる図書館資料については、館外使用ができないものとする。

- (1) 法令等で規定されているもの
- (2) 閲覧を目的として備え付けたもの
- (3) その他教育委員会が指定する図書館資料

2 第 7 条第 2 項第 3 号から第 6 号に該当する者は、次の各号に掲げる図書館資料については館外使用できないものとする。

- (1) 全集
- (2) 雑誌
- (3) 個人文庫
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他教育委員会が指定する図書館資料

(その他)

第 9 条 この要綱に特に定めのない事項は、教育委員会が別に定める。